

公益信託 サントリー世界愛鳥基金

水辺の大型鳥類保護部門

2025年度募集要項

1. 助成の目的

当部門は、「今日、鳥たちの身に起きていることは、明日は人間の問題になるかもしれない」という、基金設定趣旨でもある理念に鑑み、水と人と鳥が共存する生態系の再生を目指し、そのシンボルとして、誰もが知っている大型の鳥類でありながら、現在では殆ど見ることのできないコウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境の整備等の活動で、当基金の助成がその後の継続的活動の突破口となるような助成を行います。

2. 助成対象

- (1) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境となる水田、湿原などの整備等を行う団体。
但し、地元自治体、他の鳥類保護団体等と連携し、活動エリアに確たる拠点を確立している、または確立できる団体を対象とします。
- (2) 活動の中心が地方公共団体である場合は、他の民間活動団体との協議会等を設立した上での申請を原則とします。

3. 助成金の使途

当部門はコウノトリ・トキ・ツル等の保護・生息環境の整備・確立に対する助成であり、日常活動に要する備品ではなく、環境整備や大型の設備等に対する助成を基本とします。

- (1) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境整備に必要な機材、設備等の費用
- (2) コウノトリ・トキ・ツル等の保護、生息環境整備に必要な活動費用（餌代、環境の整備・維持に要する費用等）

※助成対象費目は、下記に分類して申請書に記載してください。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 資機材購入費 | ② 工事費 |
| ③ 借損料・役務費 | ④ 人件費(給与・謝金等) |
| ⑤ 旅費(交通費・宿泊費等) | ⑥ 諸経費(一般管理費等) |

4. 助成金額・助成期間

(1) 助成金額

1件あたり100万円程度の助成をメドとし総額2,000万円(予定)の助成をします

(2) 助成期間

- ① 助成金使用期間は原則として1年(毎年4月～翌年3月)とし、使用期間終了後1ヶ月以内(4月末まで)に活動報告書および会計報告書を代表受託者に提出いただきます。
- ② 当部門は、コウノトリ・トキ・ツル等の保護・生息環境の整備・確立を目的とするため、ある程度の期間連続して申請することも可とします。
但し、助成金申請は1年単位としますので、連続助成を希望する場合は、毎年申請し、審査を受ける必要があります。複数年度の連続助成を保証するものではありません。

5. 応募方法

次の書類各1通を、当公益信託の代表受託者に提出してください。

- (1) 当公益信託所定の申請書
- (2) 申請者の概要の分かる資料（含む、定款、規約、運営規則等）
- (3) 直近2期の事業報告書と収支決算書

※提出書類は全てA4版にて作成してください。

※申請書については、当基金のホームページからダウンロードしてください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

※提出いただいた申請書等は、返却いたしません。

【電子メールでの申請受付に関して】

郵便による申請受付の他、電子メールでの申請も受け付けます。

《電子メールで申請する場合の留意事項》

- ◆メールアドレスは「kouekidenshi@smtb.jp」となります。
- ◆メールの件名は必ず、【サントリー世界愛鳥・団体名】と表記してください（この表記がない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください）。
- ◆書式はWORD、EXCEL、PDFのいずれかの形式で、メールに添付してください。なお、郵便との併用は受付できません。
- ◆電子メール1本あたりの容量は、必ず20MB以下としてください。容量が20MBを超える場合は、メールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。
- ◆セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。
- ◆申請書受付後、メールにてご連絡いたします。1週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが下記照会先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

6. 応募受付期間

2024年9月1日(日)～9月30日(月) 当日消印有効（下記代表受託者宛）

7. 選考方法および通知

当公益信託の運営委員会において選考の上、採否を決定します。選考結果は代表受託者より、2025年1月下旬頃に書面にて通知します。

なお、運営委員会における選考に先立ち、現地ヒアリング等を実施する場合があります。現地ヒアリング等を実施する場合は、代表受託者より対象となる応募団体に対し、別途ご案内します。

8. その他注意事項

《助成が決定した場合》

- (1) 贈呈式、基金パンフレットおよび基金ホームページ作成などの関係から、資料等のご提出をお願いします。ご提出に関しましては期日に遅延することのないようご協力をお願いします。
- (2) 当基金の助成を受けていることを明らかにするため、次の点にご協力をお願いいたします。

①当基金の助成を受けた活動の成果への明記について

当基金の助成を受けた活動に関しては、その成果物へ可能な限り助成を受けている旨を明記（※）するとともに、明記いただいた場合は、以下10.に記載のある活動報告時にそれを証するもの（写真等）を代表受託者宛に提出してください。

なお、機材、消耗品の購入等は、この限りではありません。

（※）例：購入したゲージ等へ鳥名を表記する際、「公益信託サントリー世界愛鳥基金 助成事業」の表示も併記する。会議・シンポジウムの開催をする場合は、開催案内・プログラム・講演要旨等に記載する。

②本件助成に基づく活動内容を発表または出版する場合、

当基金による助成を受けている旨表記してください（例：「公益信託サントリー世界愛鳥基金助成事業」の表示）。

- (3) ご報告いただいた活動内容等については、運営委員会の他、当基金のパンフレット、サントリーグループホームページおよび当基金ホームページで公表させていただくことがありますので、予めご了承の程お願いします。

9. 贈呈式・報告会の開催・助成金の交付

- (1) 贈呈式・報告会を、2025年4月の14日もしくは21日に、開催を予定しています。

助成が決定した場合、必ずご出席くださいますようお願いいたします。

その際に、助成対象活動について5分程度の報告をしていただく予定です。

- (2) 助成金は、贈呈式開催後、助成団体の銀行口座に振込みます。

なお、助成活動の実施が不可能になった場合または、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還いただきます（また、助成金に残余金が発生した場合は残金を返還いただきます）。

- (3) 社会情勢によっては、贈呈式・報告会を中止し、助成金の交付時期も変更する場合があります。その場合は、別途、助成者に連絡します。

10. 活動報告

- (1) 助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書（領収書(写)添付）を代表受託者宛に、助成団体から直接提出いただきます。

- (2) ご提出いただいた活動報告書は、運営委員会の他、一般に公表させていただくことがあります。

11. 申請書の提出先・照会先

◆郵便申請先

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム

サントリー世界愛鳥基金 申請口

◆電子メール申請先

申請アドレス：kouekidenshi@smtb.jp

件名：【サントリー世界愛鳥・団体名】（表記必須）

☎問い合わせ先

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919